**太陽光発電を目的とした農地転用の取り扱いについて**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **農地での太陽光発電設備を目的とした農地転用** | | |
| **営農型太陽光発電** | | **通常の農地転用での太陽光発電** |
| **添**  **付**  **書**  **類** | **通常の添付書類の他に必要な書類** | |
| **・右記の書類**  **・下部の農地における営農計画書及び営農への**  **影響の見込み書**  **・見知を有する人の意見書**  **・支柱立面図**  **・一時転用面積（支柱部分及びその他耕作が**  **できなくなる部分）の算定図**  **・農作物の平均収量根拠及び育成に適した**  **日照量の根拠を示す書類**  **・撤去費用の預託に係る書類の写し、**  **または、撤去に関する確約書** | **・資金計画を含む事業計画**  **・太陽電池のモジュール、パワーコンディション、架台等の規格がわかる書類（カタログ等）**  **・電気会社からの接続検討状況が分かる書類（接続検討の回答書）**  **・経済産業省からの事業計画認定通知**  **・電気会社への電力販売申込書** |
| **・再生可能エネルギーの固定買取価格制度で売電する場合は、「経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の事業計画認定書」を添付が必要です。** | |
| **注意事項等** | **・許可は最長3年（問題がない場合には再許可）**  **・支柱は簡易な構造で容易に撤去できるもので、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。**  **・下部の農地における営農の適切な継続が確実で、パネルの角度、高さ、間隔等からみて農作物の育成に適した日照量や機械等を効率的に利用するための空間が確保されていると認められること。**  **・許可条件として、下部のうちにおいて生産された農作物の状況（収量等）を毎年1回2月末日までに許可権に報告することを義務づけます。この場合、報告内容が適切か否かを知識を有する有識者の確認、意見を付すこととしています。**  **※許可後、営農が行われていない場合や、農地の収穫量が同じ年の地域の平均的な収穫量と比較して2割以上減少している場合等には、施設設置者に指導、もしくは営農型太陽光発電設備の撤去をするよう指導する場合がございます。** | **・農地区分が第1種農地の場合は、原則不許可。**  **・近隣農地等への被害防除の観点から、雑草対策の計画を申請書の内容に記載するとともに、実施すること。**  **・埋蔵文化財、袋井市土地利用事業に関する指導要綱の該当の有無（1,000以上は土地利用承認、3,000㎡以上は開発行為の申請が必要となります）等、他法令で調整が必要な場合は同時進行で協議を進め、申請書の写しや確認書等を添付してください。**  **・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に沿って事業を行なうこと**  **※平成29年3月「資源エネルギー庁」** |

※記載内容は平成29年9月14日　現在のものであり、今後変更になる場合があります。